

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳光会（以下「この法人」という。）の定款第二十一条及び第八条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事といふ。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 棚次要役員とは、理事会の推薦を受け、評議員会により次期候補者として選任されたものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 棚次要評議員とは、定款第六条により補欠として選任された次期候補者を言う。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間28万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間6万円以内とする。
- 3 この法人の非常勤理事の報酬日額は、別表1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の理事及び監事の報酬日額は、別表1「非常勤監事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記1「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について  
は、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。

2 保育園の職員としての常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、そ  
の計算方法は就業規則第六条（通勤手当）を基準として、通勤距離に基づいた額を1日  
分として支給することができる。

3 役員及び評議員が、県内又は県外から交通手段を使い役員会に参加した場合は、出張に  
要する旅費（交通費、宿泊費）として、実費相当額相当分を出張旅費として支給するこ  
とができる。但し、証拠書類として領収書を提出しなければならない。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、原則として当日支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への参加のための業務に  
あたつた場合に支払うものとする。（電話会議等を含む）

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報  
酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は令和元年5月25日（評議員会の議決日）から施行し平成31年4月1日から適  
用する。

別表1（非常勤理事・非常勤監事・評議員の報酬）

	報酬（日額）	費用弁償
理事会・評議員会等会議への参加又は出席	10,000円	実費額
上記の他、法人・施設のための参加又は出勤	10,000円	実費額

理事会・評議員会に出席したときは、上記により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。